「地方分権改革有識者会議地方懇談会」千葉県資料



平成26年2月14日 千葉県総合企画部政策企画課長 今泉 光幸

~政策活務への政組~

2000年 地方分権一括法(平成12年4月施行)

機関委任事務の廃止、通達の廃止など



※地方分権一括法の施行により

地方自治体において、政策を実現するため、自主立法の範囲の拡大や、 法令の解釈や適用の最終責任を負うことになり、

「法との整合性重視(守りの法務)」だけでなく

「法を課題の解決に活用(攻めの法務)」の視点が重要となった

○組織の強化<2003年(平成15年4月)>

政策法務担当の専任職員の配置(平成25年度5名配置) 政策法務課へ組織(名称)変更(都道府県では最初)

〇企画立案段階からの条例案への支援

これまで「担当課が条例案を作成し、法規担当が審査する」という流れを「企画立案の段階から、政策法務課が一緒になって作り上げていく」という流れとするなど「サポート体制を確立」

全庁横断的に取り上げる必要のある課題について

案件処理の方向性や条例案の内容を「政策法務委員会」で部局横断的に審議 担当課は政策法務委員会での議論を踏まえ、論点を整理しながら条例化を 進める

「政策法務委員会」とは

- ・各部の次長等で構成され、<u>庁内の総合的な調整や全庁的な法務の課題解決</u>について 議論をするとともに、自由な意見交換の場としても機能
 - (次長等:部長のような決定権限がないが、これまでの幅広い行政経験などから様々な議論や 意見が期待できる)
- ・条例案の審議以外に、その他の法的な課題についての審議や外部の講師を招いての 講演、県を当事者とする訴訟や地方分権改革の対応状況などを報告

条例制定に当たり全庁的に取り組んだ事例

千葉県の森林における「林地開発行為等の適正化に関する条例」

(平成22年3月制定)

現状・課題

- 1 森林法の不備 (許可基準不明確、進捗状況等の報告や小規模林地開発を規制する規定なし)
- 2 許可区域の無断拡大、事業地の放置など問題事例の多発
- 3 本県の違反の大半が土砂採取・残土埋立によるもの

条例制定における取組

- ・政策法務委員会での審議、報告(12回)
- ・砂利採取や残土埋立など関係法令との整合性を図るため、学識経験者による 条例検討会議や庁内プロジェクトチーム検討会議の開催等
- ・関係機関等との協議(林野庁、検察庁、市町村、事業者)

条例制定等による効果

条例に「事業の進捗状況等の報告」「小規模林地開発行為の届出」などを義務付けたことにより、事前協議制度を盛り込んだ指導指針と一体となって、県としても開発行為の状況を把握し、的確な指導が可能となり、不適正な開発行為の抑制につながっている。

○法的に高度な判断が必要な行政課題に対する支援

審査部門や訴訟部門とは別に、政策法務担当職員が配置されたことで、 迅速かつより深い相談対応が可能になるとともに、担当職員の知識や スキル向上という効果も出てきた。

平成20年度 「政策法務主任」を各部主管課に配置

- ・部内各課からの法律相談の一次窓口(平成21年度~)
- ・政策法務課との連絡調整機能の役割
- ・各部の法務能力の向上・充実を担う
- ・今後、部長・次長等の法務スタッフとしての役割を期待

(参考) 政策法務主任を窓口とした法律相談数

平成22年度 183件 平成23年度 230件 平成24年度 257件

相談件数が増加

法務的な視点を取り入れて解決しよう という問題意識が浸透

〇その他

○政策法務の普及・啓発

「**政策法務ニュースレター**」の発行(年3、4号)

- ・行政関係の判例の解説など、政策法務に関する情報を掲載
- ・県職員だけでなく、ホームページで一般にも情報発信

○政策法務を推進するための人材育成

県職員や市町村職員を対象とした研修を実施

- ・政策法務担当職員が研修を企画
- ・千葉県の実情に沿った身近なテーマを題材にしたグループワークの実施
- ・新採職員研修のカリキュラムに政策法務を組み込む
- ・市町村からの要請に応じた出張講義

〇今後について

政策法務の能力向上は直ちに目に見えた効果として表れにくいが、取組状況 により将来大きな差となって表れてくるものである。

千葉県としては、更なる政策法務の意識と法務能力の向上のため、継続的に 取り組んでいく。

安全安心における独自の取組~

「刑法犯の認知件数が依然として高い水準」(平成24年 80,802件:全国第5位)

「成田空港や千葉港などを有し、国の治安上も極めて重要な役割がある」

- 警察官の定員は警察法で規定されているなど独自での増員が困難
- ⇒ 警察官の増員にはよらない独自の取組が必要

移動交響車

- 運用開始 平成22年3月
- 体制 移動交番車1台につき、警察官2名と嘱託職員1名を配置 (女性1名が必ず乗車)
- 3 配備体制 50台配備
- 活動状況
 - ・警察相談、遺失・拾得届、被害届の受理 ・子どもの見守り活動 ・住民との合同パトロール





コンビニ防犯ポックス

【※試験的にではあるが、全国で初めての取組】

- 1 運用開始日 平成25年11月6日
- 2 設置場所
 - 千葉市・市川市
- 3 運用時間(原則) 午後2時から午後10時まで
- 4 配備体制

警察官OBを嘱託職員(各3人)として配置 名称「セーフティーアドバイザー」

- 5 業務内容
 - ・街頭監視活動
 - ・防犯ボランティア等に対する指導助言
 - ・地理案内



